

◎新潟県告示第 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 289号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
燕市東太田字東門三郎2843番3から 同市井土巻五丁目171番まで	新	(A)9.6～44.2メートル	3,600.0メートル
燕市小高字新田940番4から 同市井土巻五丁目171番まで		(B)11.0～67.2メートル	1,358.5メートル
燕市東太田字東門三郎2843番3から 同市井土巻五丁目171番まで	旧	(A)9.6～44.2メートル	3,600.0メートル
燕市南七丁目6377番2から 同市井土巻五丁目171番まで		(B)10.3～38.5メートル	600.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。